

# セーフティネット保証第5号及び7号の指定について

平成19年12月26日  
商 工 部

国において、中小企業信用保険法のセーフティネット保証第5号（不況業種）及び第7号（経営合理化金融機関）の指定が、下記のとおり更新されることとなりましたので、御報告いたします。

## 記

### 1 セーフティネット保証第5号の不況業種指定状況〈3ヶ月ごとに指定〉

#### (1) 指定業種数

70業種 → 76業種（平成20年1月1日～3月31日）

※別途、改正建築基準法等に係る建設関連業種等が平成20年3月31日まで追加指定（11月27日：15業種、12月18日：24業種（うち原油高騰関連4業種））されおり、あわせて115業種を指定

#### (2) 主な指定状況

和装・繊維関係	<b>絹織物業（絹織物のたて糸のり付業、整経業、紋紙製造業、箆通し業、綜こう通し業及び巻糸業を含む。）が新規指定</b>  ねん糸製造業、綿・スフ織物業、和装製品製造業など継続指定 なお、12月18日に原油高騰関連業種として、「織物手加工染色整理業」が追加指定されている。
建設関係	<b>パーティクルボード製造業、木材薬品処理業が新規指定</b> 建設関連業種で指定解除されたものはない。

### 2 セーフティネット保証第7号の金融機関指定状況〈6ヶ月ごとに指定〉

（制度融資取扱金融機関の指定状況）

▷ 京都北都信用金庫、びわこ銀行が継続指定（平成20年1月1日～6月30日）

#### 【参考】あんしん借換融資の実績

実績	制度創設(H15. 1. 27)～H19. 11. 30 23,983件 489,660百万円
----	--

小山 金融・組合室長 内線：4816  
谷口 担当係長 内線：4823